

平成 30 (2018) 年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

# 目 次

1	調査概要	1
2	調査結果	3
3	現状と課題及び今後の方向性	7

## 集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	10
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局区別]	11
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	12
4	会長・副会長への女性の参加状況	12
5	公募委員への女性の参加状況	12
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	13
7	各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布	30
8	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画	31

## 参考資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	33
	川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (様式1)	37
	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (様式2)	38
	「女性委員プラスプラスキャンペーン」の実施について	39
	女性委員プラス <sup>2</sup> キャンペーンチェックリスト	40

# 平成 30(2018)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

## 1 調査概要

### (1) 目的

本調査は、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)第 6 条に定める「女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)であり、第 4 期川崎市男女平等推進行動計画\*1 (以下「本市行動計画」という。)の施策「審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の全局における事業目標、

①審議会等委員の女性比率が平成 33(2021)年度までに 40%となるようめざす

②女性委員ゼロの審議会等をなくす

の達成状況を把握するため実施しているものである\*2。

本市行動計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成 11(1999)年施行)に定める計画であり、本市の施策は、同法第 5 条の規定「男女共同参画社会の形成\*3 は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されることを旨として行わなければならない。」に沿ったものである。

国では、男女共同参画社会の形成を目指し、「社会のあらゆる分野において、平成 32(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」(平成 15(2003)年 6 月男女共同参画推進本部決定)と目標を掲げ、取組を進めてきたが、目標について「必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかった」こともあり、更に実効性のある「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)\*4が必要だとしている。(平成 27(2015)年 12 月策定「第 4 次男女共同参画基本計画」)

これらを踏まえて、本市では、行動計画の施策「審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の取組として、それぞれの審議会等を所管する局本部室区の長と市民文化局長の間で、委員が確定する前に女性の参画に関する協議(以下「事前協議」という。)を実施するとともに、本調査を実施し、女性の参加状況と課題及び積極的な取組推進に向けた今後の方向性を報告書として示している。

---

\*1 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成 30(2018)年 3 月に、第 4 期行動計画が策定された。

\*2 上記の①②の目標に加え、第 3 期行動計画では、「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数を全体の 30%とする」を目標として位置付けていた。委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等が全体で占める割合については、平成 28(2016)年度に 36.8%、平成 29(2017)年度に 34.7%と数値を達成したため、第 4 期行動計画では目標としての位置付けはなくなっている。なお、平成 30(2018)年度は 35.9%となっている(P.3、7、11 参照)。

\*3 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 1 号において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と規定している。

\*4 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 2 号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と規定している。

(2) 対象審議会等、調査基準日及び実施期間

- ア 対象審議会等 局本部室区（以下「局等」という。）所管の審議会等  
「地方自治法」「川崎市附属機関設置条例」「附属機関等の設置等に関する要綱」等に基づき分類（表1参照）
- イ 調査基準日 平成30(2018)年6月1日現在
- ウ 実施期間 平成30(2018)年6月21日（木）～7月9日（月）

表1 対象となる審議会等の分類

附属機関	<u>地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関</u> (地方自治法第138条の4第3項)普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
部会	<u>附属機関に設置された部会</u> (川崎市附属機関設置条例第8条)附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
専門委員	<u>地方自治法第174条の規定に基づき設置された専門委員</u> (地方自治法第174条)普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
懇談会等	<u>要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの</u> (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の2)「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。 (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の3)「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。

※調査基準日(毎年6月1日)現在、①未設置②休止中③委員が委嘱されていない審議会等は除外

(3) 調査様式及び項目

- ア 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (P.37 様式1参照)
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)
  - (イ) 根拠法令等及び根拠法令等による設置の区分
  - (ウ) 平成30(2018)年6月1日現在の活動状況
  - (エ) 委員内訳(定数、委員総数、女性委員数、公募委員数)
  - (オ) 会長及び副会長の性別
  - (カ) 委員の任期
  - (キ) 今後の方向性(継続又は解消)
- イ 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (P.38 様式2参照) \*5
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)
  - (イ) 委員の任期

\*5 女性委員ゼロの審議会等を対象としている。

- (ウ) 現委員の任期満了年月日
- (エ) 女性委員ゼロとなった理由
- (オ) 女性の参加促進計画

## 2 調査結果

### (1) 概要

#### ア 審議会等委員の女性比率について

30.7% (前年度比 1.2 ポイント減)

目標① 審議会等委員の女性比率が平成 33(2021)年度までに 40%となるようめざす

#### イ 女性委員ゼロの審議会等について

20 (前年度比 4 減少)

目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす

### (2) 詳細

平成 30(2018)年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況に関する調査結果は、次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100%として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

#### ア 審議会等委員の女性比率について

##### (ア) 審議会等委員の内訳 (表 2 参照)

女性比率は 30.7% (前年度比 1.2 ポイント減)、審議会等の委員総数は 3,110 人で内訳は女性 956 人、男性 2,154 人だった。なお、委員総数は昨年比 82 人減少し、内訳は女性 61 人、男性 21 人となっている。

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

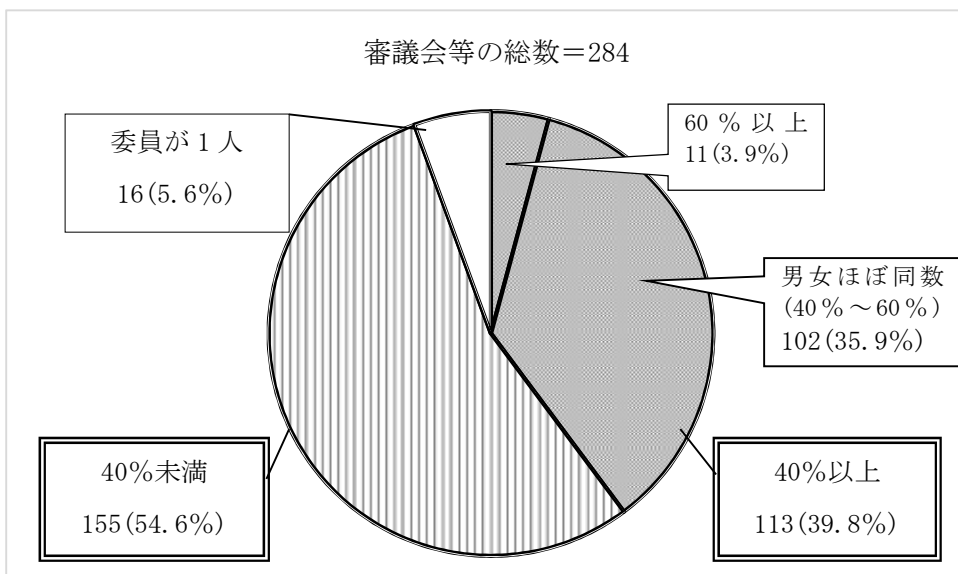
	平成 28(2016)年度		平成 29(2017)年度		平成 30(2018)年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
女性	936 人	31.3%	1,017 人	31.9%	956 人	30.7%
男性	2,055 人	68.7%	2,175 人	68.1%	2,154 人	69.3%
総数	2,991 人	100.0%	3,192 人	100.0%	3,110 人	100.0%

(調査基準日は毎年 6 月 1 日現在)

##### (イ) 目標値の達成状況について (図 1 参照)

審議会等の総数は 284 で前年度に比べ 13 増である。284 のうち、女性比率 40%を達成した審議会等は 113 で全体の 39.8%を占める。113 のうち男女ほぼ同数(40%~60%)の審議会等は 102 (35.9%)、60%以上が 11 (3.9%) である。40%未満は 155 (54.6%) となっている。なお、委員が 1 人で構成されるため比率を把握していない審議会等が 16 (5.6%) がある。

図1 女性比率の目標値40%の達成状況



(ウ) 局本部室区別の達成状況について (表3参照)

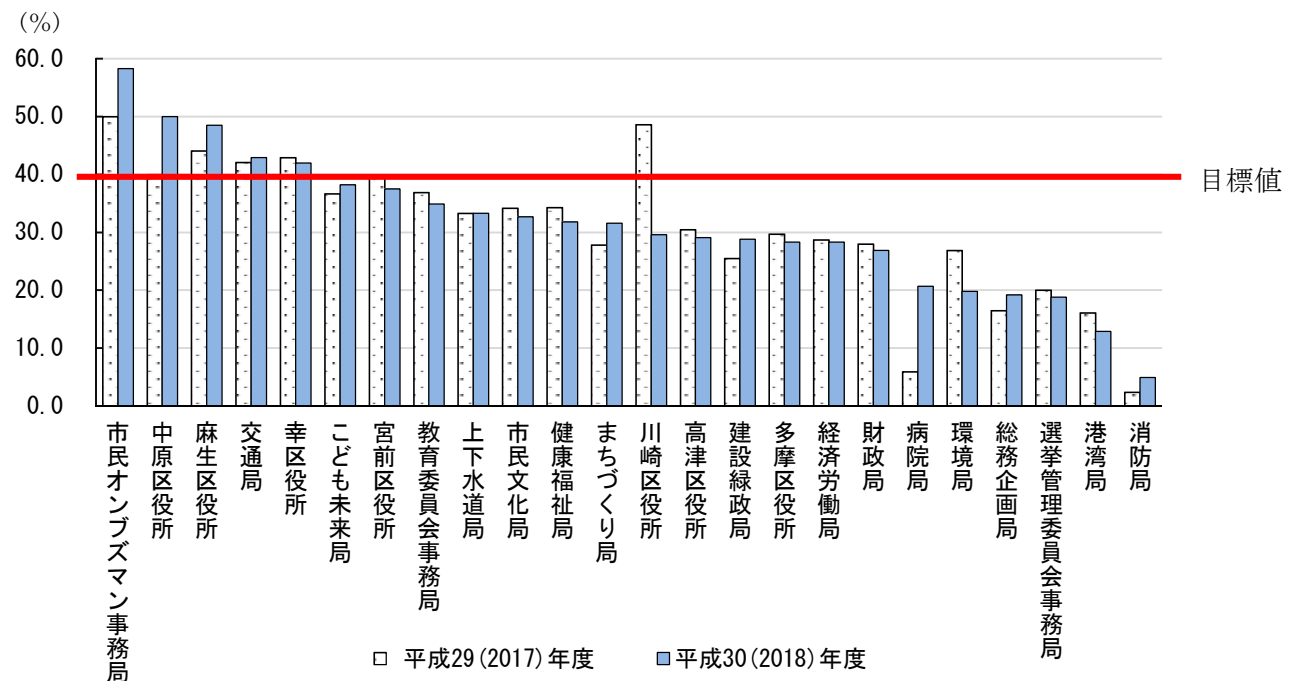
目標値達成の局等は、幸区役所・中原区役所・麻生区役所・交通局・市民オンブズマン事務局である。前年度比較で病院局が14.8ポイント増と最も比率を伸ばし、中原区役所が10.0ポイント増と続く。なお、前年度から比率が1ポイント以上増加した局等の数は9、1ポイント以上減少した局等の数は11である。

表3 局等別 女性比率

局本部室区名	平成29(2017)度 女性比率 (B)	平成30(2018)度 女性比率 (A)	女性比率の増減 ポイント (A - B)
総務企画局	16.5%	19.2%	2.7
財政局	28.0%	26.9%	△1.1
市民文化局	34.2%	32.7%	△1.5
経済労働局	28.7%	28.3%	△0.4
環境局	26.9%	19.8%	△7.1
健康福祉局	34.3%	31.8%	△2.5
こども未来局	36.7%	38.2%	1.5
まちづくり局	27.8%	31.6%	3.8
建設緑政局	25.5%	28.8%	3.3
港湾局	16.1%	12.9%	△3.2
臨海部国際戦略本部	—	—	—
川崎区役所	48.6%	29.6%	△19.0
幸区役所	42.9%	42.0%	△0.9
中原区役所	40.0%	50.0%	10.0

高津区役所	30.5%	29.1%	△1.4
宮前区役所	39.7%	37.5%	△2.2
多摩区役所	29.7%	28.3%	△1.4
麻生区役所	44.1%	48.5%	4.4
会計室	—	—	—
上下水道局	33.3%	33.3%	0
交通局	42.1%	42.9%	0.8
病院局	5.9%	20.7%	14.8
消防局	2.4%	4.9%	2.5
市民オンブズマン事務局	50.0%	58.3%	8.3
教育委員会事務局	36.9%	34.9%	△2.0
選挙管理委員会事務局	20.0%	18.8%	△1.2
監査事務局	—	—	—
人事委員会事務局	—	—	—
議会局	—	—	—
全局本部室区	31.9%	30.7%	△1.2

図2 局等別 女性比率〔比率順〕



イ 女性委員ゼロの審議会等について（表4参照）

女性委員ゼロの審議会等は20で総数284のうち7.0%を占める。前年度と比べ、数としては4減少し、割合としては1.9ポイント減っている。

女性委員ゼロの審議会等20のうち、14は昨年度調査でもゼロと把握し、今年度調査で新たに6把握した。20の審議会等の分類は、附属機関が7(35.0%)、部会が10(50.0%)、懇談会等が2(10.0%)、専門委員が1(5.0%)である。

女性委員ゼロとなった主な理由は専門家・学識経験者に女性が少ないことであり、次いで、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことが挙げられている\*6。

なお、女性委員ゼロの解消に向けて各局等では、現員の学識経験者に、女性委員に関する情報提供を求めることや、団体に対し役職にこだわらない幅広い推薦者検討の依頼などが行われている。

表4 女性委員ゼロの審議会等一覧〔局等別〕

財政局(1)	川崎市作業報酬審議会
経済労働局(1)	川崎市農業委員会選考委員会
環境局(2)	堤根処理センター整備事業に関するごみ処理方式有識者懇談会、川崎市環境総合研究所有識者懇談会
健康福祉局(7)	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・老人福祉専門分科会・地域福祉専門分科会、川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会、川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会、川崎市感染症対策協議会新型インフルエンザ等対策検討委員会、川崎市指定難病審査会代謝・内分泌系疾患群専門部会
こども未来局(1)	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会母子生活支援施設部会
まちづくり局(2)	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会、登戸土地区画整理事業評価員
建設緑政局(1)	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター部会
消防局(3)	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会、川崎市危険物等保安審議会、川崎市コンビナート安全対策委員会
市民オンブズマン事務局(1)	川崎市市民オンブズマン
教育委員会事務局(1)	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会

\*6 P.31「8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画」参照



### 3 現状と課題及び今後の方向性

#### (1) 現状と課題

##### ア 現状

##### (ア) 目標の達成状況

目標①「審議会等委員の女性比率が平成 33(2021)年度までに 40%となるようめざす」は、30.7%と、前年度の 31.9%から 1.2 ポイント減となり、目標値の 40%まで 9.3 ポイントの開きがある。

目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」は、女性委員ゼロの審議会が 20 と、前年度から 4 減少している。

なお、昨年度までは上記に加え、「委員がほぼ同数で構成されている審議会等の数を全体の 30%とする」を目標として位置付けていたが、委員がほぼ同数(40%~60%)で構成されている審議会等の数が全体で占める割合については、前年度の 34.7%から 1.2 ポイント増の 35.9%となり、向上が見られた。

##### (イ) 新たに設置・継続設置の別による女性参加の状況(表 5 参照)

審議会等 284 のうち、42(14.8%)が昨年度の調査基準日以降、新たに設置された審議会等(以下「新規設置」という。)で、242(85.2%)が昨年度から継続して設置されている審議会等(以下「継続設置」という。)である。女性比率を比較すると、新規設置は 22.0%、継続設置は 31.4%と、新規設置が継続設置を 9.4 ポイント下回っている。また、新規設置 42 のうち、女性委員ゼロが 4 含まれる。

継続設置の 242 のうち、昨年度の調査基準日以降、改選を行った審議会等(以下「改選あり」という。)の数は 116 となっている。改選あり 116 のうち、女性委員数が増加したものは 31(26.7%)、女性委員数の増減なしは 56(48.3%)、女性委員数が減少したものは 29(25.0%)となっており、女性委員数の増減なしが過半数を占めている。また、改選前と改選後の女性比率を比較すると、改選前の 29.7%(423 人/1425 人)に対し 0.2 ポイント増の 29.9%(423 人/1416 人)となっている。

以上の点から、新規設置は継続設置に比べ、女性比率が低くなっている。また、継続設置のうち改選ありについては、改選による女性比率の大きな変化は見られない状況にある。

表 5 新規設置・継続設置の審議会等の数及び女性の参加状況

	審議会等の数(割合)	女性比率(女性人数/委員総数)
総数	284(100.0%)	30.7%(956 人/3110 人)
新規設置	42(14.8%)	22.0%(50 人/227 人)
継続設置	242(85.2%)	31.4%(906 人/2883 人)
改選あり	116(40.8%)	29.9%(423 人/1416 人)
改選なし	126(44.4%)	32.9%(483 人/1467 人)

(ウ) 女性委員プラスプラスキャンペーン<sup>\*7</sup>の実施状況

改選ありの審議会等については、「女性委員プラスプラスキャンペーン」（以下「キャンペーン」と言う。）の対象として働きかけを行ってきた。キャンペーンは、現状の事前協議の仕組みが、委員がほぼ確定した段階である委員選任1か月前を目安に協議を行うものであることから、実質的に委員候補者段階を検討する段階での働きかけが難しい状況への対応として、平成27(2015)年度より実施してきた庁内啓発活動である。平成30(2018)年2月から開始したキャンペーンでは、過去2か年のキャンペーン内容を踏襲し、委員候補者検討段階で、各審議会等所管担当課（室）に対して通知を行い、女性委員確保に向けた課題や取組が把握できるチェックリストを活用した働きかけを行っている。過去2か年のキャンペーンから現行のキャンペーンで変更した点としては、チェックリストに、「目標達成に向けてプラスが必要な女性数」を記載する欄を追加し、所管担当課（室）が目標達成をより意識できるようにしたこと、キャンペーンの期間を12月までと通年にしたこと、また、現状の女性比率と目標値の開きが大きい現状を踏まえ、可能な限り女性参加が推進されるよう、キャンペーン名称を「女性委員プラスワン」から「女性委員プラスプラス」に改称したことがあげられる。

キャンペーンの成果としては、委員候補者検討段階での働きかけによって、昨年度改選日以降、7の審議会において女性委員ゼロの解消が見られ、結果的に女性委員ゼロの審議会等の数の減少につながった。一方、女性委員数の変動について、平成30(2018)年2月から10月までの暫定結果では、改選を行った65の審議会等のうち、改選前と女性委員数の変化はない審議会等が35と、過半数となる53.9%を占めている。

イ 課題

目標①「審議会等委員の女性比率が平成33(2021)年度までに40%となるようめざす」と目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」ともに未達成となっている。

女性比率については、ア 現状（イ）で把握したように、新規設置の女性比率が、継続設置の女性比率より低くなっている。また、継続設置のうち、改選を機に女性委員数の増加したものは改選ありの4分の1程度に留まっており、改選による女性比率への大きな変化は見られない状況にある。審議会等委員の女性比率が向上していくためには、委員選任を行う新規設置及び改選を行う審議会等で女性委員の参画拡大を図ることが必要であるが、今年度の現状では**新規設置及び改選を行う審議会等で、女性の参加が十分に確保されていないことが課題**である。女性委員ゼロの審議会等については、昨年度から4減少しているものの、未だ女性委員ゼロとなっている審議会等が20把握された。目標達成に向けて、引き続き、ゼロの解消が課題となっている。

昨年度から継続して実施しているキャンペーンについては、改選を機に女性委員ゼロの解消が図られるなどの成果が見られたが、女性比率向上については十分な成果をあげてい

<sup>\*7</sup> P.39 『女性委員プラスプラスキャンペーン』の実施について』参照

るとはいえない。平成 27(2015)年度にキャンペーンを開始してから 3 年が経過しており、キャンペーンの成果を踏まえ、**今後、効果的な働きかけの実施について検討していくことが重要だと考えられる。**

## (2) 今後の方向性

現在、本市では、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」第 5 条の規定に基づき、新規設置と継続設置で委員選任を行う審議会等を対象に事前協議を実施している。事前協議を通じて、人権・男女共同参画室は各所管担当課(室)に女性候補者確保に向けた取組実施の助言を行っている。平成 26(2014)年度からは川崎市男女共同参画推進員\*<sup>8</sup> 合議の上、事前協議を行うよう要綱を改正し、女性委員の参加促進に向け各局等の男女共同参画推進員の役割強化を行った。平成 27(2015)年度からは、3 ヶ年にわたり庁内啓発活動であるキャンペーンを実施し、各所管担当課(室)が女性比率達成に向け、現状・課題を把握できるよう委員候補者を検討する段階での働きかけを行い、女性比率向上に向けた意識啓発に取り組んできた。

しかしながら、女性比率は近年微増傾向であったものの、平成 30(2018)年度の数値は平成 25(2013)年度の数値と同値となる 30.7%となっており、大幅な向上は見られない状況がある。平成 33(2021)年度までに女性比率を 40%とする目標値の達成に向け、現行の事前協議制の仕組みを生かしながら、効果的な制度実施を検証することが求められている。具体的には、現在事前協議は委員がほぼ確定した段階である委員選任 1 か月前を目安に行っているが、女性の参加促進に向け、より効果的な取組となる協議時期について、各所管担当課(室)の実情も踏まえながら検証することが必要である。また人権・男女共同参画室は事前協議を通じて、候補となる学識経験者の発掘や、団体に向けた女性推薦の働きかけなど、女性候補者確保に向けた手法の情報提供を行ってきたが、各局等における女性の参加促進に関する好事例の共有など、情報の共有化に取り組むことも重要である。今年度の調査結果を踏まえ、今後、現行の事前協議制をより効果的に実施するための検討や、情報提供の共有化に向けた検討を行い、より実効性のある女性の参加促進に取り組んでいく。

---

\*<sup>8</sup> 川崎市男女共同参画推進員とは、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的とし、男女平等推進の中心的な役割を担うとして、各局等に 2 名ずつ配置されている。

# 集 計 デ ー タ

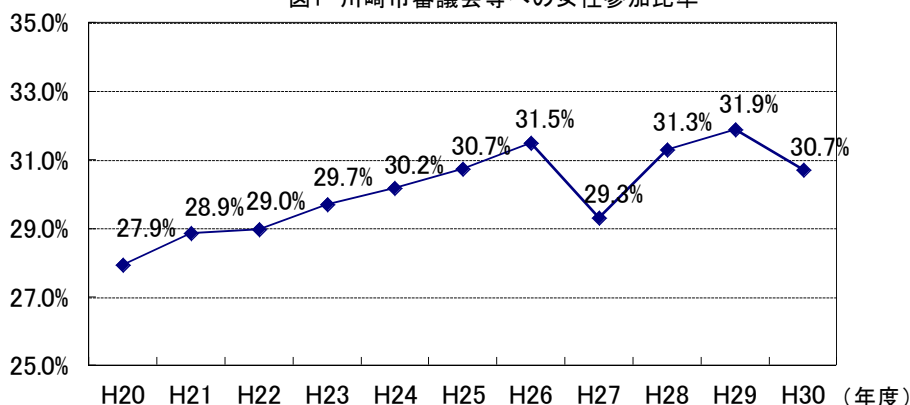
# 1 審議会等委員への女性の参加状況[年度別]

毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性比率(%)
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%
平成28(2016)年度	253	20	2,991	936	2,055	31.3%
平成29(2017)年度	271	24	3,192	1,017	2,175	31.9%
平成30(2018)年度	284	20	3,110	956	2,154	30.7%

- \*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日に施行した。
- \*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11(1999)年度から平成22(2010)年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を調査から除外した。
- \*平成26(2014)年度から審議会等委員の女性比率の目標値が40%となった。
- \*平成26(2014)年度に「附属機関等の見直し」が実施された。

図1 川崎市審議会等への女性参加比率



## 2 審議会等委員への女性の参加状況 [局別]

No.	局区名	審議会等の数(ア)と前年度比	男女ほぼ同数で構成される審議会等の数と全体(ア)に占める割合	女性比率が40%に満たない審議会等の数と全体(ア)に占める割合	全体(ア)のうち女性委員ゼロ審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性比率と前年度比
1	総務企画局	20 ( 2 )	10 ( 50.0% )	8 ( 40.0% )	0	323	62	19.2% ( 2.7 )
2	財政局	7 ( 1 )	4 ( 57.1% )	2 ( 28.6% )	1	26	7	26.9% ( △ 1.1 )
3	市民文化局	15 ( 3 )	6 ( 40.0% )	9 ( 60.0% )	0	171	56	32.7% ( △ 1.5 )
4	経済労働局	18 ( 0 )	2 ( 11.1% )	14 ( 77.8% )	1	173	49	28.3% ( △ 0.4 )
5	環境局	10 ( 0 )	2 ( 20.0% )	8 ( 80.0% )	2	106	21	19.8% ( △ 7.1 )
6	健康福祉局	87 ( 17 )	21 ( 24.1% )	52 ( 59.8% )	7	1,061	337	31.8% ( △ 2.5 )
7	こども未来局	24 ( 2 )	15 ( 62.5% )	8 ( 33.3% )	1	212	81	38.2% ( 1.5 )
8	まちづくり局	13 ( △ 4 )	3 ( 23.1% )	8 ( 61.5% )	2	117	37	31.6% ( 3.8 )
9	建設緑政局	10 ( 0 )	5 ( 50.0% )	5 ( 50.0% )	1	52	15	28.8% ( 3.3 )
10	港湾局	2 ( 0 )	1 ( 50.0% )	1 ( 50.0% )	0	31	4	12.9% ( △ 3.2 )
11	川崎区役所	5 ( △ 3 )	3 ( 60.0% )	2 ( 40.0% )	0	27	8	29.6% ( △ 19.0 )
12	幸区役所	7 ( 0 )	5 ( 71.4% )	2 ( 28.6% )	0	69	29	42.0% ( △ 0.9 )
13	中原区役所	3 ( △ 2 )	3 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0	28	14	50.0% ( 10.0 )
14	高津区役所	7 ( △ 1 )	3 ( 42.9% )	4 ( 57.1% )	0	79	23	29.1% ( △ 1.4 )
15	宮前区役所	2 ( △ 4 )	1 ( 50.0% )	1 ( 50.0% )	0	24	9	37.5% ( △ 2.2 )
16	多摩区役所	6 ( △ 1 )	2 ( 33.3% )	4 ( 66.7% )	0	53	15	28.3% ( △ 1.4 )
17	麻生区役所	7 ( 0 )	4 ( 57.1% )	2 ( 28.6% )	0	66	32	48.5% ( 4.4 )
18	上下水道局	2 ( 0 )	1 ( 50.0% )	1 ( 50.0% )	0	15	5	33.3% ( 0.0 )
19	交通局	3 ( 0 )	2 ( 66.7% )	1 ( 33.3% )	0	21	9	42.9% ( 0.8 )
20	病院局	3 ( 1 )	0 ( 0.0% )	3 ( 100.0% )	0	29	6	20.7% ( 14.8 )
21	消防局	5 ( 0 )	0 ( 0.0% )	5 ( 100.0% )	3	41	2	4.9% ( 2.5 )
22	市民オンブズマン事務局	4 ( 0 )	2 ( 50.0% )	1 ( 25.0% )	1	12	7	58.3% ( 8.3 )
23	教育委員会事務局	23 ( 2 )	7 ( 30.4% )	13 ( 56.5% )	1	358	125	34.9% ( △ 2.0 )
24	選挙管理委員会事務局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	16	3	18.8% ( △ 1.2 )
<b>計</b>		<b>284 ( 13 )</b>	<b>102 ( 35.9% )</b>	<b>155 ( 54.6% )</b>	<b>20</b>	<b>3,110</b>	<b>956</b>	<b>30.7% ( △ 1.2 )</b>

\*委員総数が3人の審議会等は、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

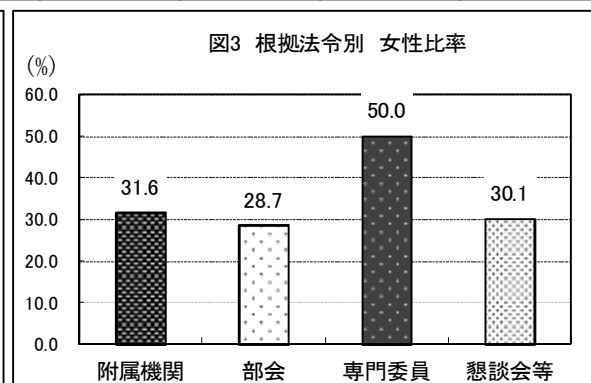
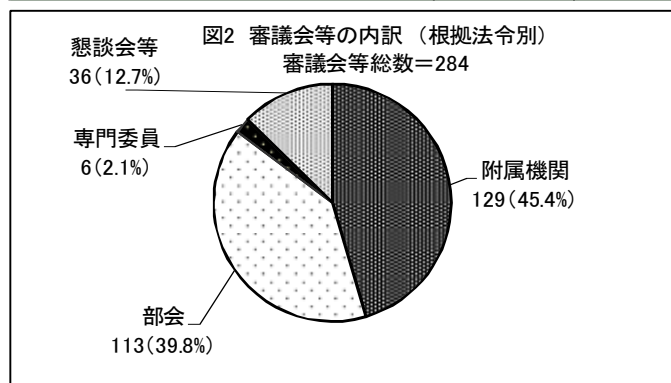
\*29局本部室区に対し調査を行った結果、24の局区が審議会等を所管していた。

\*委員総数のうち女性の占める割合が男女ほぼ同数(40%~60%)にある局区は、幸区役所、中原区役所、麻生区役所、交通局、市民オンブズマン事務局であった。

### 3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

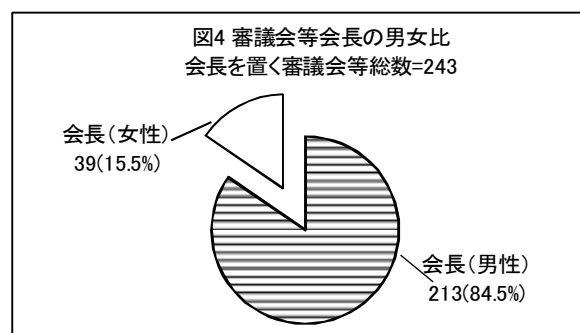
※区分の詳細については、P.2参照。

根拠法令別	審議会等の数	女性を含む審議会等の数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性比率
附属機関	129	122	1,881	595	1,286	31.6%
部会	113	103	848	243	605	28.7%
専門委員	6	5	16	8	8	50.0%
(法律・条例 小計)	248	230	2,745	846	1,899	30.8%
懇談会等	36	34	365	110	255	30.1%
合計	284	264	3,110	956	2,154	30.7%



### 4 会長・副会長への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	会長・副会長総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長もしくは副会長に就く女性の割合
会長を置いている	243	85.6%	252	39	213	15.5%
副会長を置いている	154	54.2%	179	51	128	28.5%



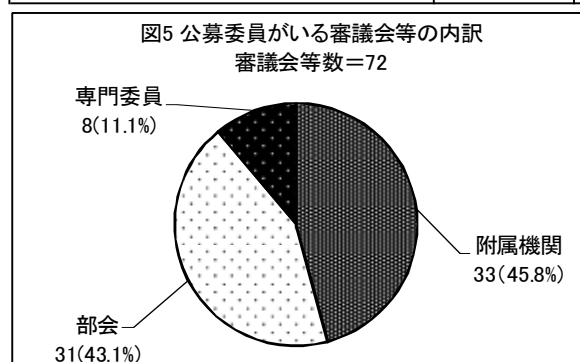
\* 審議会等総数284のうち会長を置いている審議会等の数は243で、会長に就く女性は39人(15.5%)である。

\* 副会長を置いている審議会等の数は154で、副会長に就く女性は51人(28.5%)である。

\* 会長・副会長が2人以上いる審議会等もあるため、会長・副会長総数は会長・副会長を設置している審議会等総数よりも多い。

### 5 公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	公募委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	公募委員に占める女性の割合
公募委員がいる	72	25.4%	187	82	105	43.9%



\* 「附属機関等の設置等に関する要綱」第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。」また、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする。」としている。

\* 審議会等総数284のうち公募委員がいる審議会等の数は72(25.4%)である。公募委員に占める女性の割合は43.9%と男女ほぼ同数となる数値である。

## 6 審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]

平成30(2018)年6月1日現在

※「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等」は審議会等名の横に「☆」がついている。

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>総務企画局</b>															
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関												川崎市名誉市民条例第5条 川崎市名誉市民条例施行規則第6条
—	川崎市都市ブランド推進事業審査委員会	シティプロモーション推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市ブランドメッセージ推進懇談会	シティプロモーション推進室	懇談会等												川崎市ブランドメッセージ推進懇談会開催運営要綱
1	川崎市公共事業評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市政策評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		9	9	4	44.4%	3	1	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市政策評価審査委員会 第1部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	3	75.0%	2	1	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市政策評価審査委員会 第2部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	0	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市政策評価審査委員会 第3部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	1	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市行政不服審査会専門委員	庶務課	専門委員												川崎市行政不服審査条例第9条
6	川崎市行政不服審査会 ☆	庶務課	附属機関		9	9	4	44.4%	0	0	3	31	3	31	行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会 部会	庶務課	部会	川崎市行政不服審査会											行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
7	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 ☆	行政情報課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	2	30	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
8	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 第1部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	30	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
9	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 第2部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	30	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
10	川崎市情報公開運営審議会 ☆	行政情報課	附属機関		16	15	7	46.7%	3	2	2	31	12	31	川崎市情報公開条例第33条 川崎市情報公開運営審議会規則
11	川崎市資産公開等審査会 ☆	行政情報課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	31	10	31	川崎市資産公開等審査会条例第1条
12	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	—	0	0	2	31	12	31	川崎市個人情報保護条例第36条 川崎市個人情報保護条例施行規則
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関												地方自治法施行規程第17条(必置) 川崎市職員懲戒審査委員会規則
13	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会 ☆	人事課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	1	31	2	7	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務課	附属機関												川崎市特別職報酬等審議会条例
14	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	31	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条



No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
15	川崎市公務災害補償等審査会 ☆	職員厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	31	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関												川崎市職員退職年金条例第51条
—	川崎市行財政改革推進委員会	行政改革マネジメント推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
16	川崎市防災会議	危機管理室	附属機関		70	65	5	7.7%	0	0	2年または任期なし	32	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
17	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	部会	川崎市防災会議	若干人	63	8	12.7%	0	0	2年または任期なし	32	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
18	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	懇談会等	川崎市防災会議	なし	7	1	14.3%	0	0	検討の終了まで				川崎市防災会議条例
19	川崎市国民保護協議会	危機管理室	附属機関		55	53	5	9.4%	0	0	2	32	3	16	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
20	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	部会	川崎市国民保護協議会	55	50	6	12.0%	0	0	2	32	3	16	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
	総務企画局合計(審議会等数:20)					323	62	19.2%	12	5					
<b>財政局</b>															
—	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会等												川崎市の財政に関する研究会設置要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会等												川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
1	川崎市土地利用審査会 ☆	資産運用課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	3	31	10	31	国土利用計画法第39条(必置) 川崎市土地利用審査会条例
2	川崎市資産改革検討懇談会	資産運用課	懇談会等		5	4	1	25.0%	0	0		31	3	29	川崎市資産改革検討委員会設置要綱
3	川崎市不動産評価専門委員 ☆	資産運用課	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	2	31	7	31	地方自治法第174条 川崎市不動産評価専門委員に関する要綱
4	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関		5	5	0	0.0%	0	0	2	31	2	28	川崎市契約条例第11条
5	川崎市入札監視委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市政府調達苦情検討委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
7	固定資産評価員	税制課	専門委員		1	1	0	—	0	0					地方税法第404条 川崎市市税条例第56条
	財政局合計(審議会等数:7)					26	7	26.9%	0	0					
<b>市民文化局</b>															
1	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関		25	22	2	9.1%	0	0	2	31	6	30	交通安全対策基本法第18条 川崎市交通安全対策会議条例
3	川崎市住居表示懇談会	戸籍住民サービス課	懇談会等		6	6	2	33.3%	0	0	2	32	3	31	川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
4	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	附属機関		6	6	2	33.3%	0	0	2	30	8	31	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則第24条
—	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
5	川崎市人権施策推進協議会	人権・男女共同参画室	附属機関		18	12	4	33.3%	2	1	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	多文化共生社会推進指針に関する部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会	5	5	3	60.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
7	ヘイトスピーチに関する部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会	5	5	2	40.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
8	川崎市外国人市民代表者会議 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		26	26	13	50.0%	26	13	2	32	3	31	川崎市外国人市民代表者会議条例
9	川崎市男女平等推進審議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		13	13	7	53.8%	3	2	2	31	3	31	男女平等かわさき条例
10	女性活躍推進中小企業認証部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会	5	5	2	40.0%	0	0	1	31	3	31	男女平等かわさき条例
—	川崎市DV防止・被害者支援基本計画改定検討部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会											男女平等かわさき条例
11	川崎市平和館運営委員会	平和館	附属機関		16	14	3	21.4%	0	0	2	30	9	30	川崎市平和館条例第13条 川崎市平和館条例施行規則第16条
12	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	附属機関		15	15	4	26.7%	3	1	2	32	4	30	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
13	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議	オリンピック・パラリンピック推進室	懇談会等			19	3	15.8%	0	0	3	33	3	31	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱(かわさきパラムーブメント推進フォーラム要綱)
14	川崎市文化芸術振興会議	市民文化振興室	附属機関		10	10	3	30.0%	2	0	3	32	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則
15	川崎市文化芸術振興会議 施設部会 ☆	市民文化振興室	部会	川崎市文化芸術振興会議	—	5	3	60.0%	0	0	1	30	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則
—	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化振興室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
市民文化局合計(審議会等数:15)						171	56	32.7%	36	17					
<b>経済労働局</b>															
1	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		2	1	0	—	0	0	2	31	9	26	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	16	4	25.0%	0	0	2	30	8	31	川崎市附属機関設置条例
3	中小企業活性化専門部会	企画課	部会	川崎市産業振興協議会	20	9	1	11.1%	0	0	2	30	8	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	9	6	66.7%	1	1	2	31	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条～28条
5	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会	9	9	3	33.3%	0	0	31	3	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第31条、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条～28条
6	川崎市食の安全確保対策懇談会 ☆	消費者行政センター	懇談会等		10	10	6	60.0%	1	1	2	30	10	31	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱
7	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会	国際経済推進室	懇談会等		10	10	1	10.0%	0	0	2	31	3	31	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
8	川崎市大規模小売店舗立地審議会 ☆	商業振興課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	32	5	31	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
9	川崎市観光振興計画推進委員会	観光プロモーション推進課	附属機関		10	10	2	20.0%	0	0	2	31	7	16	川崎市附属機関設置条例
10	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20	18	7	38.9%	2	2	3	31	3	16	川崎市附属機関設置条例
11	川崎市農業振興計画推進委員会 審査部会	農業振興課	部会	川崎市農業振興計画推進委員会		4	1	25.0%	0	0	3	31	7	18	川崎市附属機関設置条例
12	川崎市農業委員会委員選考委員会	農地課	附属機関		3	3	0	0.0%	0	0	3	32	1	29	川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例第4条
13	早野地区活性化懇談会	農地課	懇談会等		13	13	3	23.1%	0	0	なし				早野地区活性化懇談会設置要綱及び早野地区活性化懇談会開催運営等要綱
—	かわさき基準推進事業に関する懇談会	イノベーション推進室	懇談会等												かわさき基準推進事業実施要綱及びかわさき基準推進事業に関する懇談会開催運営等要綱
14	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	附属機関		30	15	4	26.7%	0	0	2	30	8	31	川崎市勤労者福祉共済条例第13条、川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第17条・18条・19条
15	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		10	8	3	37.5%	0	0	3	33	7	31	川崎市附属機関設置条例
16	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市労働問題懇談会要綱
—	川崎市労働災害防止研究集会運営会議	労働雇用部	懇談会等												川崎市労働災害防止研究集会実施要綱
17	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		20	11	2	18.2%	0	0	2	31	3	31	卸売市場法第13条、川崎市中央卸売市場業務条例第77条～80条、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第100条～106条
18	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		13	12	1	8.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例第69条～第72条、川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第83条～第87条
	経済労働局合計(審議会等数:18)					173	49	28.3%	4	4					
<b>環境局</b>															
1	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	6	2	33.3%	0	0	2	31	9	30	川崎市附属機関設置条例
2	余熱利用市民施設部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	31	9	30	川崎市附属機関設置条例
3	橋りサイクルコミュニティセンター部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	31	9	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市環境審議会	環境調整課	附属機関		30人以内	29	5	17.2%	6	1	2	32	2	29	川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
—	公害対策部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会											川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
—	緑と公園部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会											川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
—	廃棄物部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会											川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
—	総合政策部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会											川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
5	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	懇談会等		30人以内	29	6	20.7%	6	0	2	31	12	31	「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地球環境推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
6	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	附属機関		20	20	3	15.0%	7	2	2	30	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例第75条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
—	川崎市環境影響評価審議会 専門部会	環境評価室	部会	川崎市環境影響評価審議会											川崎市環境影響評価に関する条例第75条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
7	汚染土壌処理施設等専門家会議	水質環境課	懇談会等		なし	4	1	25.0%	0	0	2	30	12	31	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱, 汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営等要綱
8	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	附属機関		7	6	2	33.3%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議	廃棄物指導課	懇談会等												川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議開催運営要綱
9	堤根処理センター整備事業に関するごみ処理方式有識者懇談会	施設建設課	懇談会等		2	2	0	0.0%	0	0	1	31	3	31	堤根処理センター整備事業に関するごみ処理方式有識者懇談会開催運営等要綱
10	川崎市環境総合研究所有識者懇談会	事業推進課	懇談会等		4	4	0	0.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市環境総合研究所有識者懇談会開催運営等要綱
	環境局合計(審議会等数:10)					106	21	19.8%	19	3					
<b>健康福祉局</b>															
1	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8	6	3	50.0%	0	0	2	31	6	25	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	31	1	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会 ☆	施設課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	31	8	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	生活保護・自立支援室	懇談会等		12	11	3	27.3%	2	0	2	30	7	31	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営要綱
5	川崎市社会福祉審議会	地域包括ケア推進室	附属機関		35	22	1	4.5%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
6	民生委員審査専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	8	1	12.5%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
7	身体障害者福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
8	老人福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
9	障害程度審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	17	17	1	5.9%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
10	指定医師審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	17	17	1	5.9%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
11	指定自立支援医療機関審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	18	18	1	5.6%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
12	地域福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	7	7	0	0.0%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
13	川崎市民生委員推薦会	地域包括ケア推進室	附属機関		14	14	4	28.6%	0	0	3	31	9	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
14	川崎区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	32	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則



No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
15	幸区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	32	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
16	中原区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	4	57.1%	0	0	3	32	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
17	高津区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	32	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
18	宮前区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	30	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
19	多摩区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	1	14.3%	0	0	3	32	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
20	麻生区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	30	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
—	障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会	地域包括ケア推進室	懇談会等												障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会開催運営等要綱
21	川崎市地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		10	10	5	50.0%	1	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
22	川崎区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
23	幸区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
24	中原区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
25	高津区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	2	25.0%	1	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
26	宮前区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
27	多摩区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	2	25.0%	2	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
28	麻生区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 高齢者部会(1)	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 高齢者施設部会(2)	高齢者在宅サービス課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属期間設置条例
29	「川崎市いこいの家」及び「川崎市こども文化センター」における多世代交流等のあり方等を検討する懇談会	高齢者在宅サービス課	懇談会等		10	10	2	20.0%	0	0	2	30	8	31	「川崎市いこいの家」及び「川崎市こども文化センター」における多世代交流等のあり方等を検討する懇談会運営等要綱
30	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課・障害福祉課	附属機関		15	15	4	26.7%	3	2	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
31	川崎市介護保険運営協議会 ☆	介護保険課	附属機関		20	18	8	44.4%	2	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
32	川崎市介護認定審査会 ☆	介護保険課	附属機関		259	259	129	49.8%	0	0	2	31	3	31	介護保険法
33	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	附属機関		20	20	7	35.0%	0	0	2	32	5	20	障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
—	計画策定委員会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会											障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
—	障害者差別解消支援地域協議会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会											障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
34	川崎市障害支援区分認定審査会	障害計画課	附属機関		43	26	9	34.6%	0	0	1	31	3	31	障害者総合支援法第15条, 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 障害者施設部会	障害計画課 障害福祉課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
35	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	附属機関		6	6	2	33.3%	0	0	2	30	10	31	川崎市附属機関設置条例
36	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関		20	15	3	20.0%	0	0	3	32	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第9条
37	川崎市自殺対策評価委員会	精神保健課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	33	3	31	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条 川崎市自殺対策評価委員会規則
38	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会 ☆	障害者雇用・就労推進課	附属機関		若干名	5	2	40.0%	0	0	1	30	7	31	川崎市身体障害者更生資金貸付条例第8条 川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
39	川崎市精神医療審査会 ☆	精神保健福祉センター	附属機関		15	14	6	42.9%	0	0	2	32	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第12条
40	精神保健福祉センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会 ☆	精神保健福祉センター	懇談会等		7	6	3	50.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市精神保健福祉センター調査研究倫理に関する要綱
41	川崎市地域医療審議会	保健医療政策室	附属機関		30人以内	19	4	21.1%	1	1	2	32	3	31	川崎市地域医療審議会条例
42	救急医療体制検討委員会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	8	3	37.5%	1	1	2	32	3	31	川崎市地域医療審議会条例
43	保健部会 ☆	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	5	2	40.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市地域医療審議会条例
44	調査部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	8	2	25.0%	1	1	2	32	3	31	川崎市地域医療審議会条例
45	災害時医療体制検討部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	7	0	0.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市地域医療審議会条例
—	周産期医療運営専門部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例
46	川崎市食育推進会議 ☆	健康増進課	附属機関		19	18	8	44.4%	2	1	2	31	6	30	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例
47	川崎市食育推進会議部会 ☆	健康増進課	部会	川崎市食育推進会議	19	14	7	50.0%	2	1	2	31	6	30	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例
48	川崎市保健所運営協議会	健康増進課	附属機関		20	20	6	30.0%	0	0	2	30	11	30	地域保健法第11条, 川崎市保健所運営協議会条例
49	市民健康づくり運動推進懇談会 ☆	健康増進課	懇談会等		20	12	5	41.7%	1	0	2	31	5	31	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
50	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	附属機関		15	14	2	14.3%	0	0	2	30	9	30	公害健康被害の補償等に関する法律第44条・45条(必置), 川崎市公害健康被害認定審査会条例
51	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	附属機関		6	6	0	0.0%	0	0	2	30	9	30	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
52	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	32	3	31	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会規則
53	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関		20	13	5	38.5%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例
54	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	11	2	18.2%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
55	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	4	33.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
56	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
57	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
58	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	11	3	27.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
59	多摩地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	4	33.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
60	麻生地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	11	3	27.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
61	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	附属機関		9	8	5	62.5%	0	0	2	31	7	31	川崎市附属機関設置条例
62	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
63	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	附属機関		10	9	3	33.3%	0	0	2	32	3	31	川崎市葬祭条例(平成27年川崎市条例第2号)第16条
—	健康福祉局指定管理者選定評価委員会 斎苑部会	生活衛生課	附属機関	健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市付属機関設置条例第2～5条
64	川崎市予防接種運営委員会	感染症対策課	附属機関		18	18	1	5.6%	0	0	2	31	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
65	予防接種事故対策部会	感染症対策課	部会	川崎市予防接種運営委員会	7	7	1	14.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
66	川崎市感染症診査協議会	感染症対策課	附属機関		18	16	2	12.5%	0	0	2	31	3	31	川崎市感染症診査協議会条例
67	川崎市感染症対策協議会	感染症対策課	附属機関		26	26	4	15.4%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
68	川崎市結核対策推進委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	12	12	3	25.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
69	川崎市感染症発生動向調査委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	8	8	1	12.5%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
70	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
71	川崎市地域感染症対策ネットワーク委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	8	8	2	25.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
72	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	附属機関		23	23	6	26.1%	7	3	2	31	5	31	国民健康保険法第11条(必置)、川崎市国民健康保険条例第2条・3条、川崎市国民健康保険運営協議会規則
73	川崎市指定難病審査会	長寿・福祉医療課	附属機関		16	15	1	6.7%	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
74	消化器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
75	神経・筋疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
76	免疫系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
77	骨・関節系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
78	皮膚・結合組織疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	1	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
79	血液系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
80	呼吸器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
81	循環器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
82	視覚系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
83	腎・泌尿器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
84	代謝・内分泌系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	2	2	0	0.0%	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
85	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
86	耳鼻科系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
87	聴覚・平衡機能系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	32	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
健康福祉局合計(審議会等数:87)						1061	337	31.8%	26	13					
<b>こども未来局</b>															
1	川崎市子ども・子育て会議 ☆	企画課	附属機関		25人以内	23	10	43.5%	2	2	2	31	3	31	子ども・子育て支援法第77条,川崎市子ども・子育て会議条例
2	計画推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	8	4	50.0%	0	0	2	31	3	31	子ども・子育て支援法第77条,川崎市子ども・子育て会議条例
3	教育・保育推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	10	4	40.0%	1	1	2	31	3	31	子ども・子育て支援法第77条,川崎市子ども・子育て会議条例
4	子ども・子育て支援推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	8	3	37.5%	1	1	2	31	3	31	子ども・子育て支援法第77条,川崎市子ども・子育て会議条例
5	川崎市児童福祉審議会 ☆	企画課	附属機関		20人以内	20	10	50.0%	0	0	2	32	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
6	第1部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	6	2	33.3%	0	0	2	32	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
7	第2部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	8	5	62.5%	0	0	2	32	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
8	第3部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	6	3	50.0%	0	0	2	32	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
9	第4部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	5	2	40.0%	0	0	2	32	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
10	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
11	青少年教育施設・こども文化センター部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8	5	2	40.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
12	母子生活支援施設部会	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例
13	保育所部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8	3	2	66.7%	0	0	2	31	6	30	川崎市附属機関設置条例



No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
14	川崎市子どもの権利委員会 ☆	青少年支援室	附属機関		10人以内	10	4	40.0%	2	1	3	31	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
—	行動計画策定部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	行動計画評価部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	実態意識調査部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
15	対話部会 ☆	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会	10人以内	10	4	40.0%	2	1	3	31	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
16	幹事会 ☆	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会	5人以内	5	2	40.0%	0	0	3	31	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
—	川崎市いじめ総合調整委員会	青少年支援室	附属機関												川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例第13条
17	川崎市青少年問題協議会	青少年支援室	附属機関		35	27	2	7.4%	0	0	2	30	8	31	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
18	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年支援室	懇談会等			8	3	37.5%	0	0	2	31	7	31	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
19	川崎市小児慢性特定疾病審査会	こども保健福祉課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	30	12	31	児童福祉法第19条の4(必置)
20	川崎市母子保健懇談会	こども保健福祉課	懇談会等		11	11	3	27.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱
21	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	運営管理課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
22	川崎市保育所等整備事業者選定委員会 ☆	保育所整備課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
23	民間活用推進部会 ☆	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会		4	2	50.0%	0	0		30	7	1	川崎市附属機関設置条例
24	公立保育所民営化部会 ☆	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会		10	6	60.0%	0	0		30	8	1	川崎市附属機関設置条例
	こども未来局合計(審議会等数:24)					212	81	38.2%	8	6					
<b>まちづくり局</b>															
1	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	32	3	31	建築基準法第78条～83条(必置) 川崎市建築審査会条例
2	川崎市開発審査会 ☆	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	30	7	31	都市計画法第78条(必置) 川崎市開発審査会条例
3	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	31	12	31	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
—	川崎市建築等紛争調停委員会小委員会	まちづくり調整課	部会	川崎市建築等紛争調停委員会											川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
4	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20人以内	19	3	15.8%	3	2	2	32	4・5	30・31	都市計画法第77条の2、第87条の2 川崎市都市計画審議会条例
—	都市計画提案制度小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条
—	都市計画マスタープラン小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条
—	低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条
5	川崎市都市景観審議会 ☆	景観担当	附属機関		15	15	6	40.0%	3	0	2	31	6	30	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
6	川崎市都市景観審議会 専門部会	景観担当	部会	川崎市都市景観審議会	6	6	4	66.7%	0	0	2	31	6	30	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
7	川崎市地区まちづくり審議会 ☆	防災まちづくり推進課	附属機関		7人以内	5	3	60.0%	2	1	2	30	6	30	川崎市地区まちづくり育成条例第16条 川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第27条
8	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関		10	9	0	0.0%	0	0	5	30	12	15	土地区画整理法第56条～64条(必置), 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第8条～15条
9	登戸土地区画整理事業評価員	登戸区画整理事務所	専門委員		3	3	0	0.0%	0	0	なし	なし			土地区画整理法第65条, 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第19条
10	川崎市住宅政策審議会	住宅整備推進課	附属機関		15	15	5	33.3%	3	1	2	31	4	30	川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
11	川崎市住宅政策審議会 専門部会	住宅整備推進課	部会	川崎市住宅政策審議会	5	5	4	80.0%	0	0	2	31	4	30	川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
12	川崎市空家等対策協議会	住宅整備推進課	附属機関		13	13	3	23.1%	0	0	2	32	5	26	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項 川崎市空家等対策協議会条例
13	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	2	30	7	13	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱
	まちづくり局合計(審議会等数:13)					117	37	31.6%	11	4					
<b>建設緑政局</b>															
1	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	4	2	50.0%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
2	緑化センター部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
3	ゴルフ場部会 ☆	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	2	66.7%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
4	富士見公園南側部会 ☆	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	附属機関		10	10	1	10.0%	3	1	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	多摩川緑地部会	多摩川施策推進課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	6	1	16.7%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
7	霊園部会 ☆	霊園事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
8	生田緑地部会	生田緑地整備事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	4	1	25.0%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関		15	13	5	38.5%	3	0	2	32	3	31	川崎市屋外広告物条例第39条, 川崎市屋外広告物条例施行規則第34条～38条

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車利活用推進室	附属機関												自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例
10	自転車対策部会 ☆	自転車利活用推進室	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	31	7	15	川崎市附属機関設置条例
	建設緑政局合計(審議会等数:10)					52	15	28.8%	6	1					
<b>港湾局</b>															
1	川崎港港湾審議会	経営企画課	附属機関		26	26	2	7.7%	0	0	2	31	5	24	港湾法第35条の2(必置)川崎港港湾審議会条例
2	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	31	5	24	川崎市附属機関設置条例
	港湾局合計(審議会等数:2)					31	4	12.9%	0	0					
<b>川崎区役所</b>															
1	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	東海道かわさき宿交流館部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	大師公園部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎区区民会議	企画課	附属機関												川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
4	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	4	1	25.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等			12	3	25.0%	0	0	2	32	3	31	川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	川崎区役所合計(審議会等数:5)					27	8	29.6%	0	0					
<b>幸区役所</b>															
1	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	幸区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	20	8	40.0%	4	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
3	企画運営会議 ☆	企画課	部会	幸区区民会議	6	6	3	50.0%	1	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
4	人にやさしい交通安全部会 ☆	企画課	部会	幸区区民会議	11	11	5	45.5%	3	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
5	魅力発信でつなぐまちの活性化部会	企画課	部会	幸区区民会議	9	9	3	33.3%	1	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
6	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
7	幸区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進担当	懇談会等		15	15	8	53.3%	0	0	3	33	3	31	幸区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	幸区役所合計(審議会等数:7)					69	29	42.0%	9	5					

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>中原区役所</b>															
1	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	31	9	25	川崎市附属機関設置条例
2	中原区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	20	11	55.0%	2	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
3	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	31	12	31	川崎市附属機関設置条例
—	コスギ・コミュニティ創発会議	地域振興課	懇談会等												コスギ・コミュニティ創発会議設置要綱
—	コミュニティガバナンス推進会議	地域振興課	懇談会等												コミュニティガバナンス推進会議設置要綱
—	スペースマネジメント推進会議	地域振興課	懇談会等												スペースマネジメント推進会議設置要綱
—	コスギプロジェクト推進会議	地域振興課	懇談会等												コスギプロジェクト推進会議設置要綱
—	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域ケア推進担当	懇談会等												中原区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	中原区役所合計(審議会等数:3)					28	14	50.0%	2	2					
<b>高津区役所</b>															
1	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	2	66.7%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	高津区区民会議	企画課	附属機関		20	20	4	20.0%	4	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
3	生き活きまちづくり部会	企画課	部会	高津区区民会議	13	13	2	15.4%	1	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
4	防災まちづくり部会	企画課	部会	高津区区民会議	11	11	2	18.2%	3	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
5	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5人以内	5	3	60.0%	0	0	2	31	8	23	川崎市附属機関設置条例
6	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会 ☆	企画課	懇談会等		5	5	3	60.0%	0	0	2	31	3	31	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
7	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会等		概ね20	22	7	31.8%	4	2	2	30	6	30	「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
—	高津区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等												高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	高津区役所合計(審議会等数:7)					79	23	29.1%	12	4					
<b>宮前区役所</b>															
1	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8人以内	3	1	33.3%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	宮前区区民会議	企画課	附属機関												川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
2	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議	地域ケア推進担当	懇談会等		21	21	8	38.1%	0	0	3	33	3	31	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等	
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日		
	宮前区役所合計(審議会等数:2)					24	9	37.5%	0	0						
<b>多摩区役所</b>																
1	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関			3	3	1	33.3%	0	0	2	31	7	13	川崎市附属機関設置条例
2	多摩区区民会議	企画課	附属機関			20	19	6	31.6%	4	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
3	企画部会	企画課	部会	多摩区区民会議		7	7	1	14.3%	3	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
4	住民がつくる公園部会	企画課	部会	多摩区区民会議		10	10	2	20.0%	3	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
5	地域包括ケアシステムを支える部会 ☆	企画課	部会	多摩区区民会議		10	9	4	44.4%	1	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
6	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関			5	5	1	20.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	多摩区支え合いのまちづくり推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等													多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱
	多摩区役所合計(審議会等数:6)					53	15	28.3%	11	0						
<b>麻生区役所</b>																
1	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関			8	3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	麻生区区民会議 ☆	企画課	附属機関			20	19	9	47.4%	3	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
3	企画部会	企画課	部会	麻生区区民会議		6	6	2	33.3%	1	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
4	麻生区の魅力の発掘・発信検討部会 ☆	企画課	部会	麻生区区民会議		10	10	6	60.0%	1	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
5	市民活動・絆づくり部会	企画課	部会	麻生区区民会議		9	9	3	33.3%	2	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例 川崎市市民会議条例施行規則
6	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関			5	5	2	40.0%	0	0	2	32	2	23	川崎市附属機関設置条例
7	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等			14	14	9	64.3%	3	3	3	33	3	31	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱
	麻生区役所合計(審議会等数:7)					66	32	48.5%	10	8						
<b>上下水道局</b>																
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営企画課	懇談会等			13	12	3	25.0%	2	2	2	30	9	30	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱
2	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会 ☆	経営企画課	懇談会等			3	3	2	66.7%			1.9	31	3	31	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱
	上下水道局合計(審議会等数:2)					15	5	33.3%	2	2						



No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>交通局</b>															
—	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会等												川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会☆	管理課	懇談会等		8	8	4	50.0%	0	0	1	31	5	31	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱
2	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会 ☆	管理課 経営企画課	懇談会等		8	7	3	42.9%	0	0	2	31	3	31	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱
3	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会等		6	6	2	33.3%	0	0	2	31	9	30	川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
	交通局合計(審議会等数:3)					21	9	42.9%	0	0					
<b>病院局</b>															
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	懇談会等		12	11	2	18.2%	2	0	2	30	7	31	川崎市立多摩病院運営協議会開催運営等要綱
2	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会等		6	6	1	16.7%	0	0	3	31	3	31	川崎市立病院運営委員会設置要綱
3	地域医療支援病院運営委員会	川崎病院患者総合サポートセンター	懇談会等		12	12	3	25.0%	0		2	32	3	31	川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会要綱
	病院局合計(審議会等数:3)					29	6	20.7%	2	0					
<b>消防局</b>															
1	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関		11	11	1	9.1%	0		2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	7	7	1	14.3%	0		2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	4	4	0	0.0%	0		2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市危険物等保安審議会	危険物課	附属機関		20	15	0	0.0%	0		2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	附属機関		4	4	0	0.0%	0		2	31	10	19	川崎市附属機関設置条例
	消防局合計(審議会等数:5)					41	2	4.9%	0	0					
<b>市民オンブズマン事務局</b>															
1	川崎市市民オンブズマン	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	0	0.0%	0	0	3	30・31	12・3	31	川崎市市民オンブズマン条例 川崎市市民オンブズマン条例施行規則
2	川崎市市民オンブズマン専門調査員 ☆	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	2	50.0%	0	0	1	30・31	9・10・2・3	30・31・28	地方自治法第174条、川崎市専門委員設置規則第1条、川崎市市民オンブズマン条例第21条、川崎市市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
3	川崎市人権オンブズパーソン ☆	人権オンブズパーソン担当	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3	31・32	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例 川崎市人権オンブズパーソン条例施行規則
4	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	人権オンブズパーソン担当	専門委員		4	4	4	100.0%	0	0	1	31	3	31	地方自治法第174条、川崎市専門委員設置規則第1条、川崎市人権オンブズパーソン条例第25条、川崎市人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
	市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:4)					12	7	58.3%	0	0					
<b>教育委員会事務局</b>															

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市教育改革推進会議	企画課	懇談会等		13	12	1	8.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市教育改革推進会議運営要綱
2	学校運営協議会	教育改革推進担当	附属機関		160	154	59	38.3%	0		3	31・33	3	31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 川崎市学校運営協議会規則
3	川崎市いじめ防止対策連絡協議会	指導課	附属機関		25	13	2	15.4%	0	0	2	31	1	31	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
4	川崎市いじめ問題専門・調査委員会 ☆	指導課	附属機関		5	3	1	33.3%	0	0	2	31	1	18	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
5	川崎市教科用図書選定審議会	指導課	附属機関		20人以内	16	5	31.3%	0	0	1	31	4	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	附属機関		20	20	5	25.0%	2	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
7	教育文化会館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	6	75.0%	1	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
8	幸市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	2	25.0%	1	0	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
9	中原市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	0	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
10	高津市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	9	4	44.4%	1	0	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
11	宮前市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	5	62.5%	1	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
12	多摩市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	5	62.5%	1	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
13	麻生市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
14	図書館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	5	50.0%	2	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
15	青少年科学館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	2	20.0%	2	0	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
16	日本民家園専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	3	30.0%	2	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
17	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8人以内	8	4	50.0%	2	1	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
18	青少年教育施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	15人以内	10	2	20.0%	—	—	2	32	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員会条例, 川崎市社会教育委員会議規則
19	川崎市文化財審議会	文化財課	附属機関		10	10	3	30.0%	0	0	2	32	4	30	川崎市文化財保護条例第3条・第4条
20	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	文化財課	附属機関		10	10	1	10.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
21	調査部会	文化財課	部会	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	0	0.0%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
22	整備部会	文化財課	部会	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	1	16.7%	0	0	2	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
23	川崎市地名資料収集懇談会 ☆	文化財課	懇談会等		4	3	1	33.3%	0	0	取り決めなし	未定			川崎市地名資料収集懇談会運営等要綱
	教育委員会事務局合計(審議会等数:23)						358	125	34.9%	17	8				

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>選挙管理委員会事務局</b>															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	懇談会等		16	16	3	18.8%	0	0	2	32	3	31	川崎市明るい選挙推進協議会規約
	選挙管理委員会事務局合計(審議会等数:1)					16	3	18.8%	0	0					
	<b>全局区合計(審議会等総数:284)</b>					3110	956	30.7%	187	82					



## 7 各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局区名 女性比率	総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	子ども未来局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	市民オンブズマン事務局	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	合計	構成比(%)		
100%																						1			1	0.4%		
90.0-99.9%																										0	0.0%	
80.0-89.9%								1																		1	0.4%	
70.0-79.9%	1																							1		2	0.7%	
60.0-69.9%			2	2		1	4	2	1					3			2	1						2		20	7.0%	
50.0-59.9%	3		2			9	4		1			2	1						1				2	4		29	10.2%	
40.0-49.9%	6	1	2	1		12	8	2		1	1	2	1			1	2		1					1		42	14.8%	
30.0-39.9%	1	3	5	4	4	10	3	2	4		2	2	1	1	2	2	3		1					6		56	19.7%	
20.0-29.9%	3	1	2	5	2	18	3	3	1		2	1		1		2		1		1				4		50	17.6%	
10.0-19.9%	3		1	3	2	11		1	2					2		1				2	1		3	1		33	11.6%	
0.0-9.9%	2	1	1	2	2	13	2	2	1	1											4	1	2			34	12.0%	
うち 0.0%		1		1	2	7	1	2	1													3	1	1			20	7.0%
委員が1人	1	1		1		13																				16	5.6%	
合計	20	7	15	18	10	87	24	13	10	2	5	7	3	7	2	6	7	2	3	3	5	4	23	1	284	100.0%		

### 【女性比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	8	2	9	14	8	52	8	8	5	1	2	2	0	4	1	4	2	1	1	3	5	1	13	1	155	54.6%
-------	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----	-------

注1) 委員総数が3人の審議会等の場合、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等とする。

注2) 委員数が1人の審議会等については、比率を算出してない。

\*各局区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、30.0%～39.9%の審議会等の数が56(構成比19.7%)と最も多い。

## 8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画

局等名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
1	財政局	契約課	川崎市作業報酬審議会	市内業界、労働者の代表として意見をいただける方、学識経験者には、これらの代表の意見を中立的な立場で取りまとめることができ、かつ専門的な知識を有した委員が必要となることを踏まえ学識者については前学識者委員にふさわしい方を推薦するように依頼し、団体推薦(事業者・労働者)からの推薦については、女性委員推薦の配慮を行った上で各団体宛て依頼したが女性委員の推薦はなかった。	継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。	継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。	継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。
2	経済労働局	農地課	川崎市農業委員会選考委員会	選考委員として想定した農学系の学識経験者や元農業委員長、産業経済関係団体役員に女性がいないため。		大学・研究機関等や関係団体に女性学識者や関係者の紹介を働きかける。1人増やす(33%)	
3	環境局	施設建設課	堤根処理センター整備事業に関するごみ処理方式有識者懇談会	学識経験者枠で廃棄物処理の分野を専攻する女性研究者が少ない現状がある。	本懇談会については、議題の完結をもって本年度で解消を予定している。今後、同様の懇談会設置の際は、学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。		
4		事業推進課	川崎市環境総合研究所有識者懇談会	学識経験者枠で環境研究の分野を専攻する女性研究者が少ない現状がある。		現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。1人増やす(25%)	
5	健康福祉局	地域包括ケア推進	川崎市社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性がいない現状がある。			役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(17%)増やす。
6		地域包括ケア推進	川崎市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性がいない現状がある。			役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(17%)増やす。
7		地域包括ケア推進	川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性がいない現状がある。			役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(14%)増やす。
8		保健医療政策室	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	本市の災害医療に関する専門的見識者については、現状、災害拠点病院等において男性がその立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦することが困難であるため。			各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。1人増やす。(14.3%)
9		環境保健課	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	法の定める関係分野に女性がいないため。	選任委員に後任として女性の紹介をいただき、1人増やすことを目指す。		選任委員に後任として女性の紹介をいただき、増やすことを目指す。
10	感染症対策課	川崎市感染症対策協議会 新型インフルエンザ等対策検討委員会	委員の定員が少ない上、医療分野に女性管理職が少ない。			現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	
11	長寿・福祉医療課	川崎市指定難病審査会 代謝・内分泌系疾患群専門部会	指定難病に関し学識経験を有する難病指定医の中から、特に豊富な学識経験を有する難病指定医を指定難病審査会の委員とすべく選考を進めた結果、女性の候補者が少なかったため。		現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。		

局等名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
12	子ども未来局	企画課	川崎市子ども未来局指定管理者選定評価委員会 母子生活支援施設部会	当該部会の学識経験者枠は、複数の専門性(障害分野や虐待分野等)を要するものとなっているため、適任者が少ない現状である。		前任への働きかけや現任の学識経験者などの関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。 1人増やす(33.3%)。	
13		登戸区画整理事務所	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	10名の委員のうち、8名は権利者の中から選挙により選出し、2名の学識経験者は、土地区画整理事業について学識経験を有する者から選任するが、ともに女性の候補者が少ないため、登用が難しい。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。
14	まちづくり局	登戸区画整理事務所	登戸土地区画整理事業評価員	3人のうち2名は充て職であり、1名の学識経験者は専門分野に女性が少ない上、任期がなく、本人都合による解雇が多いため、男女比配慮の機会が少ない。	人事異動に伴い、充て職の行政職員2名のうち1名が女性となり、女性委員ゼロは7月に解消する見込みである。		
15	建設緑政局	みどりの企画管理課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 緑化センター部会	学識経験者枠で緑化の分野を専攻する研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状がある。		現任の学識経験者に後任として女性の紹介をいただき、女性比率を上げることを目指す。1人増やす(33%)	
16		救急課	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	委員4人中4人が職務指定となっており、その役職は現在全員男性となっている			現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する
17	消防局	危険物課	川崎市危険物等保安審議会	学識経験者枠で、危険物等取扱い事業所の環境安全部門の女性管理職が少ない現状がある。	平成32年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者などの関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。		平成34年度の委員改選に向け、継続して目標比率に到達した働きかけを実施する。
18		危険物課	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物施設事故の原因調査等の分野において、女性学識経験者が少ない現状がある。		引き続き、人材検索システムの活用や、委員からの紹介等により目標達成に努める。	
19	市民オンブズマン事務局		川崎市市民オンブズマン	・推薦を依頼する裁判官関連の団体は女性の参画が少ないため紹介が得られなかった。 ・学識経験者で女性研究者が少ない現状がある。	現任の女性学識経験者など関係者に早期から参画を働きかける。		
20	教育委員会事務局	文化財課	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会	学識経験者枠で研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状である。			現在の学識経験者に後任としての女性学識経験者の紹介をお願いする。

## 参 考 资 料

## 川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく  
附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

### (目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成33年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。

### (局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

### (事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（別記様式）に基づき、男女共同参画推進員（各所管局庶務担当課長）の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

# 審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 \_\_\_\_\_ 課

担当者名 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名												新規設置・改選年月日		平成 年 月 日				
根拠法令等												再任の取扱い (○をつける)		あり なし				
区 分		現 状 値 (※改選時に記入)					選 任 予 定 (※新規・改選時に記入)					検 討 後 の 選 任 予 定 (※新規・改選時に記入)						
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)		
委 員 内 訳	学識経験																	
	団体推薦																	
	市民公募																	
	行政職員																	
	合 計																	
※目標値（女性比率40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率50%未満で現状値より比率が下がる理由																		

※協議の経緯・結果  委員構成の改正  人材情報の提供  要綱の改正  その他

※選任における課題等

## 審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長



# 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

**【記入に関する留意点】**

- \* 各課(室)で所管するすべての審議会等(部会を含む)が記入対象となります。様式1に含まれない審議会等があれば欄を追加して記入をお願いします。
- \* 「H30.6.1現在の活動状況」は記入必須項目です。「委員内訳」以降は、H30.6.1現在活動中の審議会等のみ御回答をお願いします。
- \* 調査の対象となる審議会等の欄の修正あれば赤字みえ消しで記載をお願いします。
- \* 調査対象となる審議会等の把握については「附属機関設置等設置台帳(H30.4.1)」と「平成29年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」をもとに作成しています。

調査対象となる審議会等(枠内修正等あれば赤字で記載)					記入必須事項 H30.6.1現在の活動状況	「H30.6.1現在 活動中」と回答した審議会等のみ回答										
No.	審議会名	所管課(室)	根拠法令等	設置の区分 部会の母体となる附属機関名		委員内訳				会長 (性別)	副会長 (性別)	任期 (年)	現委員の任期		今後の設置の方向性	
						定数 (人)	委員総数 (人)	委員総数のうち女性委員					委員総数のうち公募委員			年月日から
								数 (人)	割合 (%)	数 (人)	うち女性数 (人)					

女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（様式2）

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
						平成30年度	平成31年度	平成32年度
						目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

## 「女性委員プラスプラスキャンペーン」の実施について

### 1 キャンペーン内容等

任期満了（平成 30(2018)年 2 月～12 月）に伴い、改選を行う審議会等を所管する各局区の担当課（室）は、次期委員候補者を検討する段階から女性の参加促進を意識し、以下の取組を実施する。

#### (1) [候補者検討段階]

「女性委員プラス<sup>2</sup>キャンペーンチェックリスト」（P. 40 参照）を参考に、目標達成に向けて増員が必要な女性数の把握、学識経験者や団体推薦など区分ごとに女性参加促進に関する現状・課題と比率達成に向けた取組を確認する。

#### (2) [候補者確保段階]

目標値未達の審議会等は女性委員の増員、目標達成済みの審議会等は比率の維持を目指し、チェックリストを踏まえた取組を実施する。

#### (3) [候補者内定段階]

事前協議書とチェックリストを、男女共同参画推進員（庶務担当課長）合議の上、人権・男女共同参画室に提出する。

### 2 キャンペーン実施状況（平成 30(2018)年 10 月 1 日現在）

#### (1) 審議会等の状況[女性委員数の変動別]

キャンペーン期間中、平成 30(2018)年 10 月 1 日現在までに改選を行った 65 の審議会等のうち、1 人以上の女性委員の増員に取り組んだ審議会等が 16、女性委員数の減員となった審議会等が 14 となっている。改選前と女性委員の増減はない審議会等が 35 となり、過半数となる 53.9%を占めている。

	審議会等数	全体に占める割合
女性委員プラス	16	24.6%
女性委員増減なし	35	53.9%
女性委員マイナス	14	21.5%
	65	100.0%

#### (2) 女性委員数の変動の状況[局区別]

女性委員数は、24 人増員、27 人減員となり、結果的に 3 人減となっている。

局区名 (審議会等の数)	総務企画局(6)	財政局(1)	市民文化局(6)	経済労働局(4)	環境局(2)	健康福祉局(21)	こども未来局(1)	まちづくり局(6)	建設緑政局(2)	川崎区役所(2)	中原区役所(1)	高津区役所(2)	麻生区役所(2)	上下水道局(1)	交通局(1)	消防局(2)	市民オンブズマン事務局(1)	教育委員会事務局(4)	合計(65)
プラス 人数	0	0	2	0	0	11	0	2	0	0	0	4	3	0	0	1	0	1	24
マイナス 人数	0	0	△ 3	0	△ 2	△ 6	0	△ 1	△ 1	△ 4	△ 5	0	△ 1	0	0	0	0	△ 4	△27

# 女性委員プラスキャンペーン チェックリスト

審議会等名	所管課(室)	現状			目標達成に向けてプラスが必要な女性数(40%達成女性数ー現状の女性数)
		委員総数(人)	うち女性数(人)	女性比率	

## キャンペーンの流れ

- ① [候補者検討段階] 該当する項目にチェックをして、女性候補者確保に向けた取組を検討
- ② [候補者確保段階] 女性委員の増員(女性比率40%未満)または女性比率の維持(女性比率40%以上)を目指し、ステップ2でチェックした取組を実施(団体推薦依頼時など)
- ③ [候補者内定段階] 事前協議書とチェックリストを、男女共同参画推進員(庶務担当課長)合議の上、人権・男女共同参画室に提出

## ステップ1：現状・課題を把握

### 学識経験者

- 学識経験者区分の女性委員比率が40%以下
- 必要とする専門分野・職種で委員候補に挙がる女性が少ない。

### 団体推薦者

- 団体推薦区分の女性委員比率が40%以下
- 特定の役職等に就く人のみが常に推薦される。
- 条例等で「関係団体の役職員」等規定がある、もしくは、慣例的に団体の長や特定の役職を指定して推薦を依頼している。
- 推薦を依頼している団体内の女性の割合が低い。

### 公募委員

- 公募委員区分の女性委員比率が40%以下
- 女性の応募が男性より少ない傾向がある。

### 行政職員

- 行政職員区分の女性委員比率が40%以下
- 特定の役職に就く者を充てている。

## ステップ2：課題を踏まえ取組を検討

### 学識経験者

- 女性候補者の人材発掘  
例①該当分野に詳しい関係者への問い合わせ  
例②現職の委員に後任となる女性の紹介の働きかけ  
例③内閣府男女共同参画局「はばたく女性人材バンク」  
神奈川県「女性人材情報等サイト」などの活用
- 専門分野・職種を広げて女性候補者の母集団を拡大  
例④女性比率の高い他都市の審議会等を参考に、専門分野を検討  
例⑤専門分野・職種を可能な限り関連領域にまで拡大

### 団体推薦者

- 団体に女性の推薦を依頼  
例①人権・男女共同参画室室内ページにある推薦依頼  
文例の活用
- 女性の参加が促進される柔軟な推薦の働きかけ  
例②構成員の中から役職等に限定せずに推薦  
してもらおう団体に依頼。  
例③やむをえず役職等に就く者に推薦を依頼する際は、  
現に女性が就いている役職等も含め、理事長など  
特定の役職に委員要件を限定しない。
- 推薦依頼団体の検討  
例④女性構成員の多い団体を新たな団体推薦枠として  
追加

### 公募委員

- 募集等への配慮  
例①時間帯や場所など女性が応募しづらい要因の分析  
例②最終選考で女性と男性それぞれが同じ評価で残った  
場合、必要な範囲において、参加が少ない男女  
いずれか一方に対し積極的な機会の提供を検討

### 行政職員

- 行政職員枠の女性参加促進に向けた検討  
例①局長級などを指定する必要性・妥当性の検討

平成 30(2018)年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

平成 30(2018)年 11 月発行

所管：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室  
男女平等推進担当

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2

川崎フロンティアビル 9 階

電話：044-200-2300 FAX：044-200-3914